

野菜緊急需給調整推進助成事業実施要領

平成 21 年 5 月 21 日付け 21 農畜機第 891 号制定
平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農畜機第 5236 号改正
平成 23 年 3 月 31 日付け 22 農畜機第 5168 号改正
平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農畜機第 5164 号改正
平成 25 年 5 月 16 日付け 25 農畜機第 466 号改正
平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5435 号改正
平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農畜機第 5912 号改正
平成 28 年 12 月 1 日付け 28 農畜機第 4242 号改正

第 1 趣旨

野菜の緊急需給調整の円滑な実施に要する経費について（平成 21 年 3 月 30 日付け 20 生産第 7295 号農林水産省生産局長通知。以下「助成通知」という。）の記の 2 に基づき、この実施要領を定める。この助成通知に規定する野菜の緊急需給調整の円滑な実施のための助成金（以下「助成金」という。）の助成額、交付手続き等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成 15 年 10 月 2 日付け農林水産省指令 15 生産第 4153 号認可）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによるものとする。

第 2 助成事業の種類、内容等

野菜緊急需給調整推進助成事業（野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3576 号農林水産事務次官依命通知。以下「需給均衡要領」という。）第 6 の 6 の規定に基づく緊急需給調整の円滑な実施に関する事業。以下「助成事業」という。）の種類、事業の内容、事業実施主体及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

第 3 助成金の交付手続

1 事業実施計画の作成・承認

（1）事業実施主体は、別表の 1 の（3）及び 2 の事業を実施しようとする場合は、別記様式第 1 号により野菜緊急需給調整推進助成事業実施計画（変更）承認申請書（以下「事業実施計画書」という。）を作成の上、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」とい

う。)に提出し承認を受けるものとする。また、これについて以下に掲げる変更をしようとするときも同様とする。

ア 事業の内容の追加又は中止若しくは廃止

イ 事業実施主体の変更

- (2) 別表の2の事業に係る事業実施計画書の提出の期限については、事業を実施したい月の前月の15日とする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 交付申請

事業実施主体は、別表の1の(1)及び(2)の事業に要した費用については、当該年度の事業実績に基づき別記様式第2号の1により、別表の1の(3)及び2の事業に要する費用については、前項の承認された事業計画に基づき別記様式第2号の2により野菜緊急需給調整推進助成事業助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、別表の1の(1)及び(2)の事業に要した費用については、原則として当該年の12月末までに実施した緊急需給調整に係るものについては翌年の3月末までに提出するものとする。

3 交付決定

理事長は、前項の交付申請書の内容が本事業の趣旨に照らし適正なものであること等助成金を交付するものとして適当と認められるときは、当該助成金の交付決定を行うものとする。

4 変更交付申請

事業実施主体は、助成金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容を変更する場合には、別記様式第3号により野菜緊急需給調整推進助成事業助成金変更交付申請書(以下「変更交付申請書」という。)を作成の上、理事長に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 別表のそれぞれの事業に要する経費の30%を超える増減
- (2) 助成金の交付決定の額の増加を伴う別表のそれぞれの事業に要する経費の増
- (3) 別表の事業の中止又は廃止(事業実施主体の変更を含む。)

5 実績報告及び精算払

- (1) 事業実施主体は、別表の1の(3)及び2の事業が完了したとき(事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日から起算して1月又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、また、別表の1の(1)及び(2)の事業については、事業実施年度の3月末日までに別記様式第4号により野菜緊急

需給調整推進助成事業実績報告（兼精算払請求）書（以下「実績報告書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。

- (2) 理事長は、実績報告書の内容が交付申請書及び変更交付申請書の内容に沿ったものと認められるときは、事業実施主体に対し、額の確定及び精算払いを行うものとする。

第4 交付決定の条件

理事長は、助成金の交付の決定をする場合には、次の条件を付するものとする。

- 1 事業実施主体が当該助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
- 2 事業実施主体にあつては、第3の4の各号に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
- 3 別表の1の(3)の事業を行う事業実施主体にあつては、本事業の成果物については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 4 事業実施主体は、助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 5 第5及び第6に規定する事項

第5 消費税および地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第3の2の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第3の5の(1)に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助

金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第3の5の(1)に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の野菜緊急需給調整推進助成事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの県生産出荷団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第6 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、助成事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、当該助成事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、助成事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し、報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができるものとする。

第7 事業の適正な執行の確保

- 1 不正行為に対する是正措置等
 - (1) 理事長は、事業実施主体及び事業実施主体から交付金等を受ける者(以下「事業実施主体等」という。)が助成事業の実施に当たって不正な行為をした場合には、当該事業実施主体等に対して当該不正な行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置(以下「是正措置等」という。)を講ずるよう求めることができる。
 - (2) 事業実施主体等は、是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。
 - (3) 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が助成事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、事業実施主体等に

- 対し助言・指導を行うものとする。
- (4) 理事長は、事業実施主体等に助言・指導をしてもなお是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。
- (5) 理事長は、事業実施主体等が勧告に従わない場合には、当該事業実施主体等を助成事業の対象としないことができる。
- 2 助成事業の実施における売買、貸借、請負その他の契約等
- (1) 事業実施主体は、助成事業を遂行するため、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 理事長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成22年4月1日付け21農畜機第5236号）
この要綱の変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け22農畜機第5168号）
この要綱の変更は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日付け23農畜機第5164号）
この要綱の変更は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日付け25農畜機第466号）
この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5435号）
この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農畜機第 5912 号）
この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 1 日付け 28 農畜機第 4242 号）
この通知は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

別表

野菜緊急需給調整推進助成事業

事業の種類	事業の内容	経費の内訳	事業実施主体	補助率
1 緊急需給調整の検討、計画、推進及び実施等			野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領（平成21年2月1日付け20農畜機第4098号制定）第3の4の(1)に規定する契約出荷団体等	
(1) 緊急需給調整の検討、計画及び推進	緊急需給調整の検討、計画及び推進を行う。	旅費、通信費、印刷費、消耗品費及び啓蒙宣伝費		定額
(2) 緊急需給調整の実施	対象野菜の緊急需給調整を実施する。	トラクター等賃借料、燃料費、作業人夫賃、資材費、土地損料、運搬費等の直接経費		定額
(3) 過剰野菜の有効利用用途の研究・開発	供給過剰時における対象野菜の有効利用の促進を図るための過剰野菜の飼料化、肥料化又は新規用途の開発に向けた研究開発を行う。	研究用素材費及び運搬費		定額
2 国産野菜の消費促進	国産野菜の消費促進活動（対象の野菜を含むもの）を実施する。	会場借料、消費宣伝用資材作成費、試食用等原材料費、消耗品費、機材借料、資材原材料運搬費、講師謝金、アルバイト賃金、ホームページ制作費及びメディア広告制作費等	契約出荷団体等	定額

別記様式第1号

平成 年度野菜緊急需給調整推進助成事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、野菜緊急需給調整推進助成事業実施要領第3の1に基づき、申請します。

（注）変更の場合には、記の「事業の目的」を「変更の内容及び理由」と書き換え、事業の内容及び計画、事業に要する経費及び負担区分について、変更前と変更後が容易に比較できるよう、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記入するものとする。

記

1 事業の目的

（注）事業の実施により、どのような成果を期待し、目指すのかを記入すること。

2 事業の内容及び計画

野菜緊急需給調整推進助成事業

（1）過剰野菜有効利用用途の研究・開発

内容	実施方法	実施時期	備考

(2) 国産野菜の消費促進

内容	実施方法	実施時期	備考

(注) ポスター、チラシ、のぼり等の販売促進資材を作成する場合は作成数、配布先を記入すること。

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業に要する 経費	負担区分		備考
		機構助成金	自己負担金	
	円	円	円	
1 ○○○費				
2 ○○○費				
...				
合 計				

4 添付資料

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（平成16年4月1日付15農畜機第3037号）の2の（1）に定める別紙様式第1号
- (2) 変更の場合は、変更の内容及び理由を示す資料、実施計画承認申請書の添付資料から変更があった資料を添付すること。

別記様式第2号の1（別表の1の（1）及び（2）関係）

平成 年度野菜緊急需給調整推進助成事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年度において、野菜緊急需給調整推進助成事業を下記のとおり実施したので、野菜緊急需給調整推進助成事業実施要領第3の2に基づき、助成金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の実施実績
- 3 事業に要した経費及び負担区分

区 分	事業に要した 経費	負担区分		備考
		機構助成金	自己負担金	
1 ○○○費	円	円	円	
2 ○○○費				
・・・				
合 計				

（注）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要領第5に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 添付資料

- (1) 3の各経費の内訳の明細及び根拠
- (2) その他機構が必要とする書類

別記様式第2号の2（別表の1の（3）及び2関係）

平成 年度野菜緊急需給調整推進助成事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年度において、野菜緊急需給調整推進助成事業を下記のとおり実施したいので、野菜緊急需給調整推進助成事業実施要領第3の2に基づき、助成金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- (注)事業の目的、事業の内容及び計画については、実施要領第3の1に基づき承認された実施計画書の添付をもって代えることができる。その場合、「別添実施計画書のとおり」と記入する。

野菜緊急需給調整推進助成事業

(1) 過剰野菜有効利用用途の研究・開発

内容	実施方法	実施時期	備考

(2) 国産野菜の消費促進

内容	実施方法	実施時期	備考

(注) ポスター、チラシ、のぼり等の販売促進資材を作成する場合は作成数、配布先を記入すること。

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業に要する 経費	負担区分		備考
		機構助成金	自己負担金	
1 ○○○費	円	円	円	
2 ○○○費				
・・・				
合 計				

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要領第5に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 添付資料

- (1) 3の各経費の内訳の明細及び根拠
- (2) その他機構が必要とする書類

別記様式第3号

平成 年度野菜緊急需給調整推進助成事業助成金変更交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号により交付決定の通知のあった野菜緊急需給調整推進助成事業の実施について、下記の理由により変更したいので、承認されたく、野菜緊急需給調整推進助成事業実施要領第3の4に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- (注1) 記の記載内容は、別記様式第2号の2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の内容及び理由」と書き換え、事業の内容及び計画、事業に要する経費及び負担区分について、変更前と変更後が容易に比較できるよう、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記入するものとする。
- (注2) 添付資料は、変更の内容及び理由を示す資料、実施計画承認申請書の添付資料から変更があった資料を添付すること。

別記様式第4号

平成 年度野菜緊急需給調整推進助成事業実績報告（兼精算払請求）書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号により交付決定の通知のあった野菜緊急需給調整推進助成事業については、下記のとおり実施しましたので、野菜緊急需給調整推進助成事業実施要領第3の5の（1）に基づき、その実績を報告します。

（なお、併せて精算額として助成金〇〇〇円の交付を請求します。）

記

1 事業の目的

（注）事業の実施により、どのような成果を期待し、目指すのかを記入すること。

2 事業の実績

野菜緊急需給調整推進助成事業

（1）過剰野菜有効利用用途の研究・開発

内容	事業の実績	実施時期	備考

（注）実施結果報告書等の添付をもって代えることができる。その場合は、「事業の実績」欄を「別添〇〇〇〇のとおり」と記入すること。

(2) 国産野菜の消費促進

内容	事業の実績	実施時期	備考

(注) 実施時期、実施回数、開催箇所数等の実績を具体的に記入すること。
 なお、具体的な事業の実績が記載された実施報告書等の添付をもって記入に代えることができる。その場合は、「事業の実績」欄を「別添〇〇〇〇のとおり」と記入すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

区 分	事業に要した 経費	負担区分		備考
		機構助成金	自己負担金	
	円	円	円	
1 〇〇〇費				
2 〇〇〇費				
...				
合 計				

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要領第5に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の成果

事業内容	事業の成果

(注1) 過剰野菜有効利用研究・実証については、別途、研究・開発を行った内容を取りまとめた報告書を添付することとし、「事業の成果」欄を「別添〇〇〇〇のとおり」と記入すること。

(注2) 国産野菜の消費促進については、事業の実績から得られた成果を具体的に記入すること。

なお、具体的な成果が記載された実施報告書等の添付をもって記入に代えることができる。その場合は、「事業の成果」欄を「別添〇〇〇〇のとおり」と記入すること。

5 振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	受取人住所 及び口座名義

(注)受取人住所及び口座名義には、フリガナを付すこと。

6 添付資料

国産野菜の消費促進で販売促進資材（ポスター、チラシ、のぼり等）を作成した場合は、作成した資材が確認できる資料（コピー、写真等）を添付すること。また、作成・使用実績（作成数、配布先、配布部数、残数の管理状況（翌年度以降も繰り返し使用できる資材を含む））を一覧とした資料を添付すること。

その他機構が必要とする書類の提出を求めることがある。

別記様式第5号

平成 年度野菜緊急需給調整推進助成事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇号で交付決定の通知のあった野菜緊急需給調整推進助成事業助成金について、野菜緊急需給調整推進助成事業実施要領第5の3に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額〇〇〇円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の助成金の額の確定額(平成〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇号による額の確定通知額)

金 円

2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 助成金返還相当額(3-2)

金 円

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載。

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号

指名停止に関する申立書

平成 年 月 日

事業実施主体名

代表者名 ○○ ○○ 殿

受注者 所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の請負（又は売買等）契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び独立行政法人農畜産業振興機構から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等の機関、地方支部部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。